

事務連絡
令和2年4月16日

組合員 各位

埼玉県農業共済組合

新型コロナウイルス感染症に伴う農業共済組合の対応について

常日頃、農業共済組合については、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止を受け、政府から緊急事態宣言が発令されている諸状況を踏まえ、今後の引受業務及び被害調査等についての対応をお知らせいたします。

記

1 農業保険加入申込について

(1) 新規加入の場合

加入申込みを電話等にて承ります。

(加入申込書は、後日提出していただきます。)

(2) 継続加入の場合

現在、提出されている加入申込書について、電話等でお問い合わせをすることがあります。

また、今後継続される加入申込書について、郵送（支部長配布含む）後、電話でご加入の内容等を確認させていただく場合がございます（後日承諾印をいただきます）。

2 掛金等及び保険料等の支払い期限の延長について

共済掛金等及び収入保険の保険料の納入期限について、延長することができます。詳しくは最寄りの農業共済組合までお問い合わせください。

3 被害について

ご加入いただいている農作物等（園芸施設含む）、建物及び農機具について、被害が生じた場合は、農業共済組合までご連絡ください。